

## 令和2年度 社会福祉法人八葉会「本部」事業計画

当法人も移設4年目を迎え、地域社会との交流も活発化し、社会福祉施設としての信頼も得て、各機能が各分野にも十分に発揮されてきました。

令和元年度においては、総合相談支援業務の「児童家庭支援センター」も発足して、名実ともに地域子育て支援相談の中核として機能が活かされ、児童福祉全般における相談業務を全方位で展開した結果、その評価も順調であり、本年度も相談援助活動は大いに期待されています。

平成29年度から開所した「障害児通所事業所（けいあいフレンズ）」を地域の切実な要望、利用実態状況等に照らし合わせた増床対応により、障害児の早期発達訓練、放課後児童の受け入れなどを通じて、日常生活及び社会生活を総合的に支援していくことといたします。

里親関係の「けいあい里親支援総合相談センター」については、県里親会事務局の委譲に伴い、センター独自の業務展開が切望されており、役員会において決定された独自の里親運営協議会を各事業等との協調を保ちながら実効を上げてまいります。

児童養護施設「恵愛」は、名実ともに措置児童の処遇に万全を期しており、地域から要請される緊急一時保護等についても、臨機応変の受け入れ体制を確保し、児童相談所、自治体、保護者のみなさん等からも高い信頼を得ていますが、新たに県下児童養護施設初の「職業相談員」を設置し、社会化に適応した処遇の充実をめざします。

また、「地域交流センター（陽だまり）」の活用を通じて、地域住民との交流にも積極的に関わっており、地域、近隣との接点として更なる推進に努めます。

さて、法人は四事業が形態別に活動組織を整えてきたところですが、役員間、理事長からも予てから相互連携のみでなく、統合的な部署の設置、その他諸々について整合性を重視した示唆がなされてきました。

今般、これらを各事業実施方針に組み入れ、所要の手続きを進めて業務の円滑化を促し、法人運営と経営の「健全な職場環境の推進」に努めてまいります。

### 記

- 1 法人各事業を包括的に調整し、機能する「法人本部事務局」を設置して、役員業務、総務、支援、相談機能等の一元化による指導体制により、効果的な運営と経営の安定に努めて行きます。
- 2 役員会、職員、賛助会員等のスキルアップを目指して、合同若しくは分野別研修を計画的に実施して、法人各事業の実務向上に寄与させます。
- 3 学校法人等の講師として職員を派遣し、当法人の知名度アップと職員の資質向上を目指し、児童福祉を取り巻く現況、或いは先進的な取組等について紹介をしながら、学生等の就職先志向の一助に結びつけてまいります。
- 4 地域社会とのより一層の緊密を目指し、共通認識に基づく歴史、文化、伝承等の資源活用を図り、子どもたちを主軸としつつ有益な連携に努めます。

## 令和2年度 児童養護施設「恵愛」事業計画

児童養護施設「恵愛」は、「児童福祉法」「児童憲章」並びに「児童の権利に関する条約」の基本理念を踏まえ、子どもの「最善の利益」の実現、併せて子どもの「不利益」の最小化を目指します。

国が掲げる「新しい社会的養育ビジョン」、県が策定する「社会的養育推進計画」を基に、子ども一人ひとりが“大切にされている”と実感できるようケアの個別化を図ります。

また、千曲市民として4年目となる今年度に於いても、地域と施設の繋がりを確かなものとするための取り組みを重点的に行ないます。

### 1 施設運営方針

#### (1) 地域との繋がりの強化への取り組み

子どもの生活の場であり成長を促すための最良の環境を備えた千曲市に於いて、社会的養護を必要とする子どもへの理解をさらに深めるため、地域住民へ情理を尽くした丁寧な啓発や協力の要請を行ないます。地域住民一人ひとりが子ども達の“人生の先生”となり力を貸して頂けるように地域活動等へは積極的に参加し、繋がりの強化を図ります。また、PTAや育成会をはじめとする学校等活動へは、できうる限り“施設として”ではなく“家庭として”参画することで新たな繋がりの可能性を模索します。

#### (2) 子どもの権利擁護への取り組み

子どもの「最善の利益」を追求する観点から、子どもの権利擁護に努めます。全国児童養護施設協議会（全養協）が作成した「児童養護施設における人権擁護と人権侵害の禁止・防止・対応に関する要項およびチェックリスト」を有効に活用し、当施設の職員の人権意識の傾向を数値化等したうえで検証・検討を行ない、権利擁護の更なる推進を図ります。

#### (3) 「家庭的養護」推進への取り組み

「家庭的養護」推進の重要かつ本来的な目的は、「ケアの個別化」であるという観点から、家庭的養護の推進を積極的に図ります。

清潔で快適な住環境に於いて、温かで栄養のある美味しい食事を提供するほか、自立を見据えた食育も行ないます。また子どもの好奇心をその成長に繋げるために、一人ひとりが希望する習い事は全面的に推奨すると共に、音楽・工作をはじめとする芸術等の文化資本に触れる機会を担保します。

#### (4) 職員組織体制の強化への取り組み

「児童養護施設運営指針」に掲げられている養育と支援の一貫性・継続性・連続性を子どもに保障する観点から、職員研修に重きを置き、組織全体の専門性の強化を図ります。また、職員組織の安定性を確保するために「永く勤められる職場の風土づくり」が文化として根付くよう、「職員の個性の多様性」を大切にしつつ、職員同士の繋がりや協力体制を意識した仕組みづくりに努めます。

#### (5) 地域貢献への取り組み

地域の多様なニーズに応えるため、施設機能の強化を図ります。虐待予防や子育て支援の役割を担う他、ショートステイ・トワイライトステイ事業の充実に寄与します。また、地域交流ホール「ひだまり」の機能を最大限に活用し、福祉分野のみに囚われない公益的な活動を行なうことで、恵愛が地域活動の拠点となるように努めます。

## 2 入所児童への養育方針

～「児童養護施設運営指針（以下：運営指針）」の示す“養育のあり方の基本”項目を養育の基軸とした方針～

#### (1) 関係性の回復

社会的養護を必要とする多くの子どもが、入所に至るまでの過程で不適切な対人関係の中を生き、信頼できる大人との愛着関係が形成されていない現状を鑑み、職員が“子どもの拠り所”となることを目指した回復支援に努めます。

#### (2) 養育の“いとなみ”

養育の“いとなみ”が「ささやかな喜びを共有できる、暖かで穏やかな営み」となるよう、一日一日、一瞬一瞬を丁寧に紡いでいきます。

#### (3) 養育を担う人の原則

養育を担う職員は、養育理論や技法をも包括した幅広い専門性の習得を須要としつつ、子どもの生活モデルとなりうる成人としての矜持を保ち、魅力的であることを志向します。

#### (4) 家族と退所者への支援

①家族への支援については、各家庭が抱える生活上の困難さに着目した包括的な取組みを行なうことで、施設と家族が協働の「子育てパートナー」となることを目指します。

②退所者への支援については、施設が主体的に担う役割として捉え、退所者やその家族にとって施設が「安心して相談できる拠り所」となることを目指します。

### 3 財務・経営方針

#### (1) 措置費の効率的運用

児童福祉事業措置費の効率的運用を図るため、各種加算項目等の効果的な取得により財務の健全運営を保持します。

#### (2) 財務の透明性の確保

ホームページ、恵愛新聞を活用し、児童福祉の啓蒙を進めると共に、「事業活動」「財務諸表」等の情報を積極的に開示することで、財務の透明性を保ち、地域からの高い信頼性を得るよう努めます。

#### (3) 財務諸表の活用

財務諸表を精査し、財務状況を理解した上で、それを事業に活かせるよう取り組みます。また、そのための必要な知識を職員に身につけられるよう研鑽に努めます。

#### (4) 子ども達の自立支援の一助となるために

日々の光熱費、備品・日用品の購入等については、状況の把握と節約を進め、小規模ユニットケアにおいては常に家庭を意識したお金の使い方を模索する中で、子どもたちに物を大切にすることを育み、自立支援の一助となるよう努めます。

#### (5) 資金の活用

「どんな子どもに育てたいのか」支援部と常に養育観の共有に努め、目的を持った資金投入を行うと共に、地域や行政の期待に積極的に応えるべく法人として歩む道筋も展望しながら、中長期的な視野に立った資金活用を行います。

県より作成を求められ作成し、役員会により決議を受けている「恵愛学園 15 か年計画」の長期展望に基づき、各目標とする財源確保に努めます。

#### (6) 地域への還元

地域交流ホール「陽だまり」の活用、職員の特性を生かした相談業務など、施設が持つ財産の地域への還元を意識した運営を行います。

千曲市を中心とした、地域の公的機関との連携を密にし情報共有をする中で、必要とされる業務委託の受け入れや、公的な業務への専門職員派遣等を積極的に行います。

地域との交流に努めることで、地域のニーズを知り、ニーズを優先とした事業展開を行います。また、それに備えた財源確保を行います。

#### (7) 「けいあいフレンズ」「けいあい地域子育て支援相談室」との連携

障がい児通所支援事業「けいあいフレンズ」、児童家庭支援センター「けいあい地域子育て相談室」との相互連携により互いにスムーズな運営を進めます。

#### (8) 人材の確保・育成

人材の確保を進めると同時に、現在の職員集団が秘める可能性に着目し、人材育成、職場環境の整備にも力を入れ、積極的な資金投入を行います。

### 4 その他方針

#### (1) 人材確保への取組み

大学、各種養成校等へ職員を派遣し、講師として社会的養護の啓発を行なうとともに、関心度の高い学生をボランティア・実習生・研修生として積極的に受け入れ、一連の道程の中で繋がりを保ち、質の高い人材の確保に努めます。

#### (2) 関係団体との取組み

長野県児童福祉施設連盟の活動への積極的な参画により、情報の共有を密にした連携の強化を図り、家庭的養護の更なる推進に資するとともに、一施設の枠を越えた職員の孤立化の予防に努めます。

また、地域子育てサークル“はぐ HUG”、NPO 法人“ハッピースポットクラブ”等の地域団体と連携をし、包括的な福祉ネットワークの構築を目指します。

#### (3) 更埴仏教会・松代町仏教会との繋がりの強化

当施設の運営に対し全面的な支援を頂いている松代町仏教会・更埴仏教会と、常に連携を密にして支援を仰いでいきます。

#### (4) 職員の“働き方”改善への取組み

職員が永きに渡り活躍できる就業環境の整備が、ひいては子どもの利益に繋がる持続性の観点から、定時退勤をはじめとしたワークライフバランスに配慮した多様な働き方についての検討を行ないます。

また、働き方改革関連法案に基づいた労務管理を行なうとともに、各種ハラスメント防止のための取組みを強化します。

## 令和2年度けいあい里親支援総合相談センター 事業計画

けいあい里親支援総合相談センター開設から五年が経過し、里親・関係機関との相互関係も緊密なものとなってきた。又、昨年度より取り組んでいる中央児童相談所管内の里親支援専門相談員による活動も多方面から評価を得ており、更なる進展に寄与したい。

今年度は、新に設置された「社会福祉法人 八葉会 里親支援運営協議会」の要綱に基づいての活動も、法人内相談業務担当理事の協力と助言を得ながら実施して行きたい。

## けいあいフレンズ事業計画について

### 1 事業の目的と運営

児童福祉法に基づき、心身に障害のある就学児童の生活能力の向上のために必要な訓練を行う放課後等デイサービスと、心身に障害のある未就学児童の日常生活における基本的な生活習慣の習得と集団生活への適応ができるよう児童発達支援事業を行います。

### 2 事業の内容

- (1) 利用者の年齢、特性、家庭環境等を考慮し、支援計画に基づいた支援を実施します。
- (2) 看護師配置により（H30.7）医療的ケア児童の受け入れもしています。
- (3) 保護者の育児への相談支援に関する事については、先輩保護者、障害児支援事業関係者等を囲んで「母親教室」を開き、保護者の育児の悩みや支援に応じています。
- (4) 送迎サービスに関する事。（約半数が利用予定）
  - ・児童発達支援：原則として保護者による送迎となります。（家庭の事情により 応談）
  - ・放課後等デイサービス：学校、自宅との送迎を行います。

#### 〈児童発達支援〉

散歩や感覚遊びなどの感覚統合機器を使用した運動、指先などを使った遊びなど経験を広げて、友達同士の関係づくりの基礎を作っていきます。

#### 〈放課後等デイサービス〉

学校の宿題や室内での友達同士のとのゲームや遊び、体を大きく動かす活動や近くの公園へのお出かけ・行事などそれぞれのワクワクを探す工夫をこらしています。

### 3 職員の資質向上

- (1) 恵愛専門員等による「支援計画指導」の充実を図ります。
- (2) 外部研修へ積極的に参加させていきます。
- (3) 障害児通所支援事業に必要な資格取得に努めます。

### 4 事業所間の連携と地域への貢献

- (1) 千曲・坂城自立支援協議会等を通じ、事業所内の情報交換、課題を共有しフレンズの職員としての意識向上に努めます。
- (2) 学校、保育所、教育機関等と連携を図り、事業所の機能を地域に提供し、福祉に対する理解の促進を図ります。

### 5 その他

- (1) 災害対策、苦情解決、虐待防止等明文化して、利用者の人権を擁護していきます。
- (2) 法人内職員のフレンズの事業に対する理解を更に深めていきます。

## 令和2年度けいあい地域子育て支援相談室 事業計画

### 1 目的

けいあい地域子育て支援相談室は、それぞれ生活する地域における児童の福祉に関する諸々の問題について、児童および家庭・関係諸団体等から直接相談に応じて児童および家庭を支援するとともに、児童相談所・関係市町村からの要請による相談・支援への協力を行なうことにより、地域の児童・家庭の福祉の向上に寄与します。

### 2 基本方針

- (1) 児童の最善の利益の実現および不利益の最小化を目指し、専門的な知見と技術等を駆使した総合的な援助を行ないます。
- (2) 子育て家庭にとって“子育て”が、「義務と苦役」を強調された単一の価値観だけでなく、「権利と至福」をも含む愉快的な人間的営為となり得るための働きかけを行ないます。
- (3) 相談者が相談しやすい環境づくりに努めるほか、潜在的な相談ニーズの発見・開拓を進めます。また、新事業の認知度を高めるための啓発活動に取り組みます。
- (4) 関係諸団体との緊密な連携を可能とするため、関係諸団体との関係構築に重きを置いた運営を行ないます。
- (5) 地域から求められる支援・援助・指導等に必要な専門性について調査・研究を行ない、専門的機能の向上に努めます。



### 3 事業内容等

#### (1) 地域・家庭からの相談に応じる事業

地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知見及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行なう。

#### (2) 市町村の求めに応ずる事業

市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行なう。

#### (3) 都道府県又は児童相談所からの受託による指導

児童相談所において、施設入所までは要しないが要保護性のある児童、施設を退所後間もない児童など、継続的な指導措置が必要であるとされた児童及びその家庭について、指導措置を受託して指導を行なう。

#### (4) 里親への支援

里親及びファミリーホームからの相談に応じる等、必要な支援を行なう。

#### (5) 関係機関等との連携・連絡調整

児童や家庭に対する支援を迅速かつ的確に行なうため、児童相談所、市町村、福祉事務所、里親、児童福祉施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、要保護児童対策地域協議会、民生委員、児童委員、母子自立支援員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、教育委員会、学校等との連絡調整を行なう。

#### (6) その他

地域の子育て家庭を対象にした「子育てサロン」等（の開催または協力）を通じ、参加者への相談や指導等の必要な援助に応じるほか、潜在的な地域ニーズの把握と調査を行なう。